平成２５年（フ）第８５号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽930番地14
破産者　雪古　恒雄
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
埼玉県八潮市大字上馬場449番地
破産者　有限会社岡崎エージェンシー
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５４８号
埼玉県越谷市北越谷２丁目10番47号
破産者　有限会社メルクリウス
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
埼玉県吉川市吉川１丁目６番地15　メゾンプルミエール105号
破産者　株式会社ワーズビィ
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
埼玉県吉川市道庭１丁目12番地12　ヒルフィールドグレイス館203号
破産者　株式会社無双
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
埼玉県越谷市蒲生本町８番22号　アリエスハイツ102
破産者　株式会社ＩＷＡＩ企画
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目132オフィスパレア那珂川Ｉ－Ａ、商業登記簿上の本店所在地長崎県東彼杵郡東彼杵町大音琴郷161番地２
破産者　グレイス・テクノ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００号
鹿児島県肝属郡肝付町新富5047番地
破産者　大迫　千歳
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
鹿児島県肝属郡肝付町新富5047番地
破産者　大迫　春美（旧姓肥後）
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
山形県鶴岡市西目字斎藤136番地の１
破産者　有限会社庄内建設
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７９号
福島市東浜町10番63号
破産者　有限会社メイワコーポレーション
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８号
群馬県館林市栄町５番12号
破産者　東京写真流通サービス株式会社
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１２７９号
東京都町田市相原町148番地１プレジャーガーデン橋本207
破産者　鈴木　正人
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
神奈川県平塚市宮の前２番15号
破産者　有限会社ハッピー・ダイヤモンド
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８号
新潟県上越市大島区田麦2807番地90
破産者　株式会社あさひ荘
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３４４号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町２丁目22番地　エントピア吉田Ｃ－101号
破産者　髙橋十四夫
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県恵那市長島町久須見1083―104、住民票上の住所岐阜県中津川市千旦林1642番地の89
破産者　和田　広一
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４３２号
静岡市葵区南沼上３丁目25番17号
破産者　有限会社ＳＡＬＡ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８１号
静岡市葵区千代２丁目３番３号
破産者　有限会社ニシムラパッケージ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２８号
愛知県蒲郡市水竹町一反田１番地の１
破産者　有限会社フクイ土木興業
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県南あわじ市広田広田1466番地の１
破産者　株式会社サンマックスプロジェクト
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
和歌山県田辺市上の山２丁目７番10号
破産者　有限会社カモリデンキ
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部